

サービス関連統計の整理・統合に係る 検討課題について

「サービス産業動向調査」、「特定サービス産業実態調査」、
「特定サービス産業動態統計調査」の発展的統合について

平成29年6月19日
総務省統計局

- I. 調査対象範囲（「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」等の取扱い）
- II. 行政記録情報の活用
- III. 調査単位（事業所単位で把握する事項、企業単位で把握する事項）
- IV. 標本設計（必要標本数、標本の交替方法等）
- V. 調査事項（費用、設備投資等の産業横断的把握、業種別の詳細事項）
- VI. 調査票の種類・様式
- VII. 集計事項（都道府県別結果の取扱い）

統計の単位及び行政記録情報の活用

- サービス産業動向調査で売上高をアクティビティ別に調査している点は良い点であり、調査の統合に際しては、サービス産業に適した調査単位は何か、事業所に何を聞くべきか、企業に何を聞くべきかをしっかり検討することが必要。
- ネットワーク型産業をどう把握するかは技術的にもよく考えないといけない。産業別の詳細な調査票を設計するのが将来的にはあるべき姿。また、生産物分類がないため仕方がない面もあるが、産出構造も細かくとるべき。
- 一つの企業若しくは事業所が複数のアクティビティを有していることがあり、特に新しい調査が企業を対象とする場合には、できるだけアクティビティ別の把握がなされると利用可能性が広がる。例えば、企業調査でも連結決算の数値を取るような場合には、かなり幅広のアクティビティが混在してしまい、JSNAでの利用には適さない。
- サービス業は、事業所単位か法人単位で調査するかによって、回答がうまく得られるかどうかが決まってくる。各事業所が売上高やコストの内容をきちんと把握しているかで、会計的な数値が本部で集中されている場合、各事業所に聞いてもどこまで分かるか不安な面もある。
- サービス産業のウエイトが大きくなり、把握の必要性が増していること等も考えると、調査に代替できる情報として行政記録等の活用を抜本的に検討すべき。付加価値の把握であれば、費用を把握できないなら代替として利益を把握する方法もある。また、調査対象範囲となる産業の拡大も行政記録の活用に留意しつつ検討すべき。

本研究会での主な御意見

— 第19回（2016年12月2日）～第21回（2017年3月27日） —

- 産業分類には大・中・小があるが、各産業の実態を適切に把握する観点から、産業分類にとらわれない見直しが必要ではないか。特定サービス産業実態調査は小分類をベースにしており、業種によっては細かく取らなくて良いものもあれば、粗すぎるものもある。例えば物品賃貸業では、各種物品、産業用機械、事務用機械などが並んでいるが、ほとんど変わりが無い業種があるため、これらは統合しても良いのではと考えている。また、冠婚葬祭業はまとめて一本で調査しているが、サービス産業動向調査では葬儀業、結婚式業と分かれている。
- 事業所ベースの売上高と企業のアクティビティベースの売上高の整合性を保つ方法については慎重に考えた方が良い。企業ベースの事業活動別売上高の場合、データが取れたとしても、それをSUT体系と統合的な概念に変換する作業が必要となる懸念があり、今後詳細に議論する必要。
- 年次調査では『サービス産業動向調査事業活動一覧』の細かさが限界かと思うが、ベンチマークとなる基準年はある程度細かい分類が必要。どういう情報が基準年と中間年にあれば良いか、SUT体系とGDP推計の精度向上に役立つようなデータとできるか、実現可能性と理論上妥当なものとの接点がどこになるかについて、産出をアクティビティで取るのが良いのかを含めて考えるべき。

地域別の結果

- 新調査にとっても地域別の推計は重要であり、地域別の付加価値額については、事業従事者数で按分せざるを得ないだろう。しかし、ネットワーク型産業の売上高を地域別に按分することについては、県民経済計算では必要な情報であるにしても、それはかなりフィクションに近いため、付加価値額の按分案と同等に議論していかどうか検討を要する。
- 従業者数で按分するのは、労働生産性の観点からそれで良いか疑問はあるが、売上高を取れないというのも事実であり、例えば支店ごとにコスト全体を取るのも難しいだろう。業種にもよると思うが、企業で各事業所のコストを把握していることもあると思う。フィクションに変わりはないが、従業者数按分より良い方法ではないか。

本研究会での主な御意見

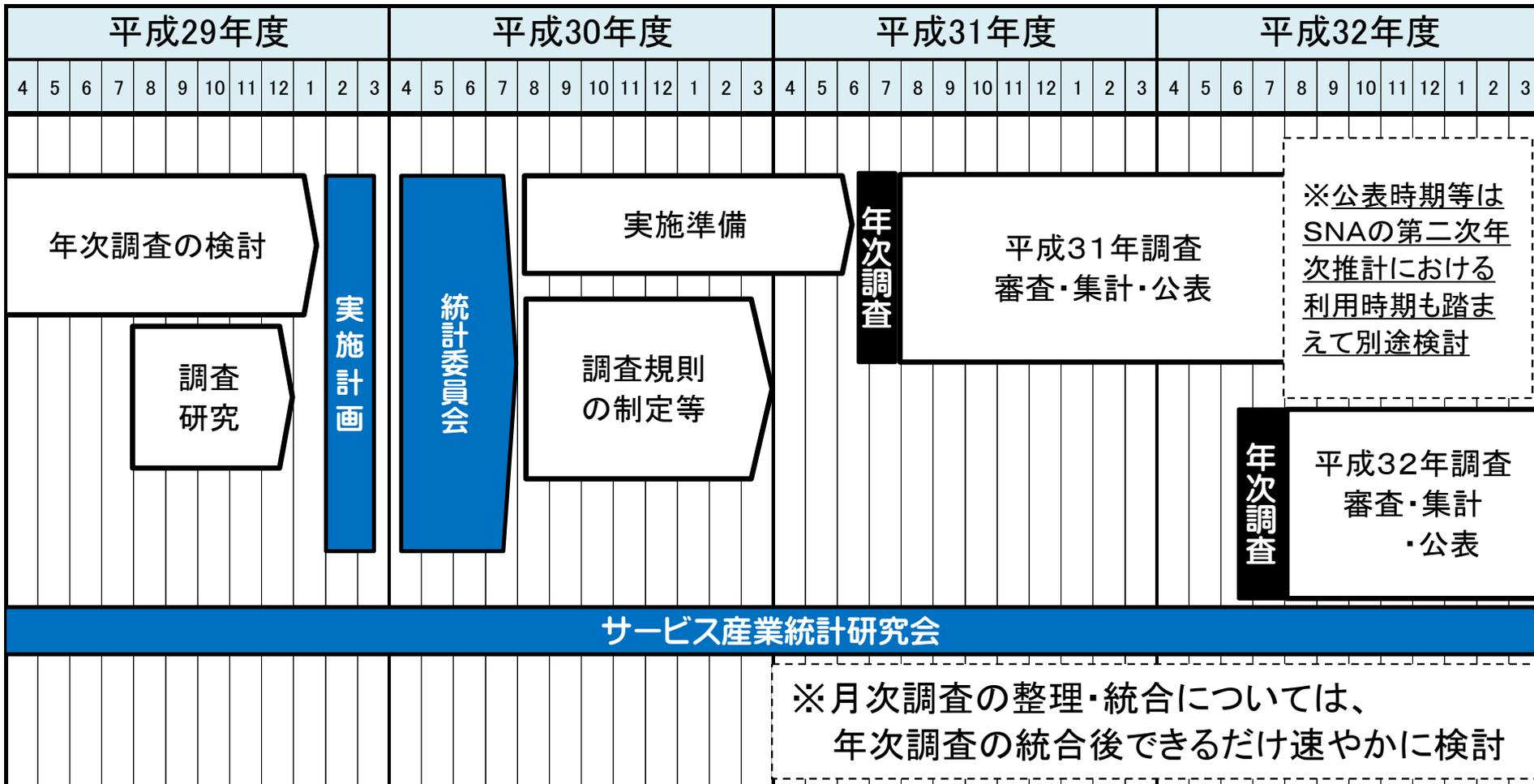
— 第19回（2016年12月2日）～第21回（2017年3月27日）

調査事項

- JSNAの年次推計が暦年を基本としていることから、暦年ベースでの調査の方向性を維持していただきたい。また、企業調査のみで費用を把握する方向とのことだが、その場合でも、アクティビティを意識した費用、売上の構造が取れることが望ましく、そうでなければJSNAにとっての利用可能性は小さくなる。
- 調査研究のヒアリング事項において、事業活動別の従業者数の把握についての項目があるが、企業は総務・経理・研究開発部門などの間接人員を持っており、基礎研究部分については販売費及び一般管理費で処理しており、複数の事業活動にまたがっている場合もある。企業として、複数の部門にまたがる者について、どのように記入するのか迷うのではないか。なお、資産については、償却資産税の申告の関係があるので、企業は固定資産については年末時点で何らかの形で把握しているのではないか。
- 調査研究における企業へのヒアリングについて、『事業活動一覧』に沿った回答が難しい場合どこまで荒くすれば分類可能か」とあるが、一方で、米国の経済センサスのように、企業側で捉えている細かいものに合わせた設問であれば回答を得られる場合もあるのではないか。どのような項目であれば企業が把握可能か、確認すべき。
- 投入について毎年調査する必要はないと思うが、投入係数については基準年が重要である。基準年で細かい投入を取ることが前提だと思う。

サービス新統計の検討に係るスケジュール(案)

○ 年次調査に係るスケジュールについては、平成29年8～9月に調査事項等に関する調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて、具体的調査事項等の調査設計の検討を行い、年度内に調査実施計画案を策定

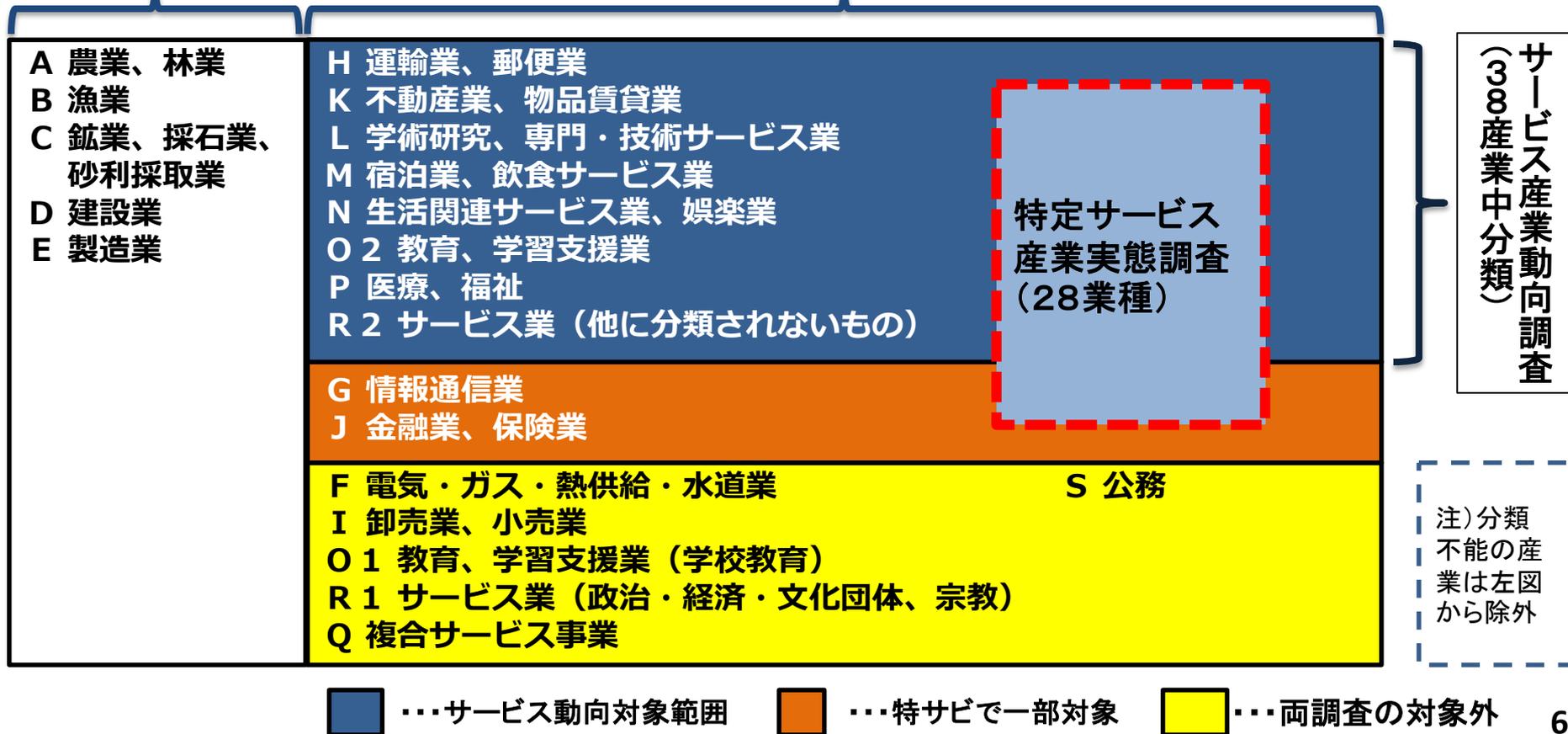


新統計が対象とする産業・業種の範囲

- 新統計が対象とする産業・業種の範囲は、いわゆる第三次産業の中から、
 - ・ 「卸売業、小売業」のように代替統計（商業統計）がある産業や、
 - ・ 行政記録情報で同程度の調査事項が把握されている産業
 を整理した上、どの産業・業種を対象とするか又は除外するかを検討
- また、調査対象としては除外するが、統計としては公表範囲として含めるか否かについても検討（第三次産業全体の売上高等の公表が可能か否かといった観点）

第一次、二次産業

第三次産業



新統計の産業・業種の範囲に係る検討の視点

- 新統計の産業・業種の範囲に係る検討については、行政記録情報や他統計（以下「行政記録情報等」という。）の利用可能性を検討
- ① どのような行政記録情報等を利用するかは、どのようなデータを新統計として取り込むかについて、具体的な利用項目が決定しないと確定しないため、新統計の調査事項や集計事項と並行しての検討が必要（ただし、該当産業に係る行政記録情報等の存在確認は先行して実施）
 - ② 行政記録情報が存在する場合であっても、当該情報が電子化されていないことにより、事実上、当該情報の利用に制約が生ずる場合は、当該情報が電子化されるまでの間、暫定的に、新統計の調査範囲に含める方向で検討
 - ③ 新統計は、原則として、暦年の売上高等のデータを調査することとなるが、行政記録情報等から得られるデータが年度のものしかない場合、
 - ・ 当該行政記録情報の利用を行うか否かの判断を、どのように見極めるか、
 - ・ 当該データを暦年ベースのデータとして取り扱うための何らかの推計を行うべきか、あるいは、特段推計せず、参考値として当該データを年度ベースのまま新統計として取り込むか、あるいは、新統計の範囲からは除外すべきか
 - ④ サンプルの大きさについての制約（集計事務への影響等）

<今後の確認項目>

- ✓ 行政記録情報等のうち、どの情報が新統計へ利用可能となるか、電子化の有無等の状況も含め確認
- ✓ 利用する場合の制約条件（利用可能時期（例：○年のデータは翌年△月から利用可能）、データの性質（データチェック済みのものか否か）、データの対象期間（暦年か年度か）等）

新年次統計の対象産業②

 ……新調査の対象とするか否かが課題となる産業

 ……大分類では拡大調査の対象だが新調査の対象とするか検討が必要な産業

産業分類	対象範囲の検討の方向	調査の範囲	統計の範囲
K 不動産業, 物品賃貸業	<p>対象</p> <p>[特サビ実態調査の対象業種]</p> <p>小分類: 701 各種物品賃貸業 704 自動車賃貸業</p> <p> 702 産業用機械器具賃貸業 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業</p> <p> 703 事務用機械器具賃貸業 709 その他の物品賃貸業</p>	○	○
L 学術研究, 専門・ 技術サービス業	<p>対象</p> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 20px;"> <p>[拡大調査対象からの除外産業]</p> <p>中分類: 71 学術・開発研究機関</p> <p>細分類: 7282 純粹持株会社</p> </div> <p>[特サビ実態調査の対象産業]</p> <p>小分類: 726 デザイン業</p> <p> 731 広告業</p> <p> 743 機械設計業</p> <p> 745 計量証明業</p>	○	○
M 宿泊業, 飲食サービス業	<p>対象</p>	○	○
N 生活関連サービス業, 娯楽業	<p>対象</p> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 20px;"> <p>[拡大調査対象からの除外産業]</p> <p>小分類: 792 家事サービス業</p> </div> <p>[特サビ実態調査の対象産業]</p> <p>小分類: 796 冠婚葬祭業</p> <p> 801 映画館</p> <p> 802 興行場, 興行団</p> <p> 804 スポーツ施設提供業</p> <p> 805 公園, 遊園地・テーマパーク</p>	○	○
O 教育, 学習支援業	<p>対象</p> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 20px;"> <p>[拡大調査対象からの除外産業]</p> <p>中分類: 81 学校教育</p> </div> <p>[特サビ実態調査の対象産業]</p> <p>小分類: 823 学習塾</p> <p> 824 教養・技能教授業</p>	○	○

新年次統計の対象産業③

…新調査の対象とするか否かが課題となる産業

…大分類では拡大調査の対象だが新調査の対象とするか検討が必要な産業

産業分類	対象範囲の検討の方向	調査の範囲	統計の範囲
P 医療, 福祉	<p>対象</p> <p>[拡大調査対象からの除外産業]</p> <p>小分類: 841 保健所 851 社会保険事業団体 852 福祉事務所</p>	○	○
Q 複合サービス事業	<p>対象外</p> <p>行政記録情報の有無等を確認し、新調査への利用可能性を検討</p>	×	○
R サービス業(他に分類されないもの)	<p>現行、拡大調査の対象であり、引き続き、対象</p> <p>[拡大調査対象からの除外産業]</p> <p>中分類: 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 96 外国公務</p> <p>[特サビ実態の対象産業]</p> <p>小分類: 901 機械修理業 (電気機械器具を除く) 902 電気機械器具修理業</p>	○	○
S 公務	<p>対象外(動向把握の必要性に乏しいため)</p>	×	×

要検討産業に係る既存統計と行政記録等の整備状況(電気・ガス・熱供給業・水道業)

産業分類		統計調査・行政記録の有無	
		統計調査	行政記録等
F 電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	33 電気業	<ul style="list-style-type: none"> 法人企業統計調査(年度・四半期) <<財務省>>【資産、負債、売上高、付加価値額等】 地方財政統計年報(年度) <<総務省>>【収益的収支、貸借対照表、資本的収支】 	<<経済産業省>> 電力調査統計【電気事業者の発受電実績(電力量)】 発受電月報(発受電実績)の提出義務あり(電気事業法第106条第3項)
	34 ガス業	<ul style="list-style-type: none"> ガス事業統計(月・四半期) <<経済産業省>>【ガス生産量】 法人企業統計調査(年度・四半期) <<財務省>>【資産、負債、売上高、付加価値額等】 地方財政統計年報(年度) <<総務省>>【収益的収支、貸借対照表、資本的収支】 	<<経済産業省>> 一般ガス事業者に対し、事業年度終了後三月以内に、財務諸表の提出義務あり(ガス事業法第26条第2項)
	35 熱供給業	<ul style="list-style-type: none"> 法人企業統計調査(年度・四半期) <<財務省>>【資産、負債、売上高、付加価値額等】 	<<経済産業省>> 熱供給事業者に対し、事業年度経過後90日以内に、財務諸表等の提出義務あり(熱供給事業法施行規則第26条)
	36 水道業	<ul style="list-style-type: none"> 法人企業統計調査(年度・四半期) <<財務省>>【資産、負債、売上高、付加価値額等】 地方財政統計年報(年度) <<総務省>>【収益的収支、貸借対照表、資本的収支】 	<<厚生労働省>> 水道統計(年)：配水量、有収水量、財務状況(総収益、総費用、資産、負債)など <<経済産業省>> 工業用水道事業者に対し、毎年7月末日までに、収支状況等の提出義務あり(工業用水道事業法施行規則第14条第1項)

要検討産業に係る既存統計と行政記録等の整備状況(情報通信業)

産業分類		統計調査・行政記録の有無	
		統計調査	行政記録等
情報通信業	37 通信業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業基本調査(年度)《総務省》 【売上高、営業費用、従業者数、設備投資額等】 ・法人企業統計調査(年度・四半期)《財務省》 【資産、負債、売上高、販売費及び一般管理費等】 	<p>《総務省》 電気通信事業者(有線放送電話業を除く。)に対し、事業年度経過後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(電気通信事業会計規則第16条)</p>
	38 放送業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業基本調査(年度)《総務省》 【売上高、営業費用、従業者数、設備投資額等】 ・法人企業統計調査(年度・四半期)《財務省》 【資産、負債、売上高、販売費及び一般管理費等】 ・民間放送事業者の収支状況(年度)《総務省》 【売上、費用、損益等】 	<p>《総務省》 ・電気通信事業者(受託放送業、有線テレビジョン放送業、有線ラジオ放送業を除く。)に対し、事業年度経過後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(電気通信事業会計規則第18条第1項) ・民間放送事業者に対し、決算期ごとにその事業収支の結果を総務大臣に報告する義務あり(電波法施行規則第43条の3第2項、放送法施行規則第170条第2項)</p>
	39 情報サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業基本調査(年度)《総務省》 【売上高、営業費用、従業者数等】 ・法人企業統計調査(年度・四半期)《財務省》 【資産、負債、売上高、販売費及び一般管理費等】 ・特定サービス産業実態調査(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)(年)《経済産業省》 【売上高、営業費用、従業者数等】 	
	40 インターネット附随サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業基本調査(年度)《総務省》 【売上高、営業費用、従業者数、設備投資額等】 ・法人企業統計調査(年度・四半期)《財務省》 【資産、負債、売上高、販売費及び一般管理費等】 ・特定サービス産業実態調査(インターネット附随サービス業)(年)《経済産業省》 【売上高、営業費用、従業者数等】 	
	41 映像・音声・文字情報制作業	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業基本調査(年度)《総務省》 【売上高、営業費用、従業者数、設備投資額等】 ・法人企業統計調査(年度・四半期)《財務省》 【資産、負債、売上高、販売費及び一般管理費等】 ・特定サービス産業実態調査(映像情報制作・配給業、音声情報制作業)(年)《経済産業省》 【売上高、営業費用、従業者数等】 	

要検討産業に係る既存統計と行政記録等の整備状況(金融業・保険業、複合サービス事業)

産業分類		統計調査・行政記録の有無	
		統計調査	行政記録等
J 金融・ 保険業	62 銀行業	法人企業統計調査(年度・四半期) <<財務省>> 【資産、負債、経常収益等】	《金融庁》 銀行、長期信用銀行に対し、営業年度経過後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(中間業務報告あり。銀行法第19条第1項、長期信用銀行法第17条)
	63 協同組織金融業		信用金庫、信用協同組合、商工組合中央金庫及び労働金庫等の協同組織金融業者に対し、事業年度終了後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(信用金庫法第89条第1項、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項など)
	64 貸金業、クレジット業等 カード業等非預金信用機関	・法人企業統計調査(年度・四半期) <<財務省>> 【資産、負債、営業収益等】 ・特定サービス産業実態調査(クレジットカード業、割賦金融業)(年)《経済産業省》 【売上高、営業費用、従業者数等】	《財務省》 住宅金融公庫等の政府関係金融機関に対し、決算完結後一月以内に、財務諸表等の提出義務あり(沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第18条第1項) 《金融庁》 ・割賦販売業者に対し、事業年度終了後遅滞なく、財務諸表等の提出義務あり(割賦販売法施行規則第136条) ・無尽会社に対し、営業年度(事業年度)経過後三月以内に、財務諸表等の提出義務あり(無尽業法第16条)
	65 金融商品取引業、商品先物取引業	法人企業統計調査(年度・四半期) <<財務省>> 【資産、負債、営業収益等】	
	66 補助的金融業等		
	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	法人企業統計調査(年度・四半期) <<財務省>> 【資産、負債、経常収益等】	・生命保険協会資料【収入保険料、保険金、年金等】 ・国土交通月例経済【自動車保有台数】(月) <<国土交通省>> 《金融庁》 保険業者に対し、事業年度終了後四月以内に、財務諸表等の提出義務あり(中間業務報告あり。保険業法第110条第1項)
Q 複合 サービス事業	86 郵便局(別掲を除く)		《総務省》 日本郵政株式会社に対し、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、事業報告書等の提出義務あり(日本郵政株式会社法第12条)
	87 協同組合(他に分類されないもの)		《農林水産省》 農業協同組合、水産業協同組合(組合員の貯金、定期積金の受入れを行うもの)に対し、事業年度ごと、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出する義務あり(農業協同組合法第54条の2第1項、水産業協同組合法第58条の2第1項)

サービス新統計の検討に係る調査研究について

- 新調査における調査事項は、GDPの年次推計におけるサービス分野のより精緻な推計に資すること等を目的に、費用項目を中心に拡充する必要があるため、調査事項に係る回答可能性等について検証するため、企業ヒアリング、アンケート等を通じた調査研究が必要
- なお、本調査研究は、総務省政策統括官室が行う生産物分類策定に資するための調査研究と実施時期及び一部の対象企業が重複するため、両調査研究を統合することにより、対象企業の負担軽減等の効率化を図る

民間事業者への委託研究

有価証券報告書に基づく調査研究 ※ 統計局職員が実施

企業ヒアリング

アンケート

- 一定規模以上の企業等のうち30～40社程度選定（産業ごとに数社）

- 企業ヒアリングの対象企業を除き回収ベースで1,000社程度（産業ごとに数十社）※
- ※ アンケート配布企業数は3,000社程度

- 有価証券報告書をEDINET（開示用電子情報処理組織）に掲載している企業を対象
- 調査対象数については、今後、詳細を検討
- ※データの取得方法は、EDINETからテキストデータを一括ダウンロードする等、効率的な方法を検討

【ヒアリング事項及びアンケート事項】

- 費用の内訳
- 支店における費用の把握可能性
- 本社における支店の経理事項の把握可能性など

【研究・分析事項】

- 費用等の経理事項に係る産業別の特性の有無等を分析

【スケジュール】

- 7月下旬 ヒアリング・アンケート事項確定 ←
- 8～9月 企業ヒア・アンケート[民間事業者]
- 10月 中間報告の提出[民間事業者]
- 12月 最終報告の提出[民間事業者]

【スケジュール】

- 平成29年5～6月 分析準備、対象企業選定
- 6～9月 分析

（※6月末までに、特サビで対象としていない産業の費用項目を優先して分析）

- 9月 分析結果の取りまとめ

調査研究の企業ヒアリング・アンケート事項(案)

- 企業ヒアリング・アンケートは、費用項目の記入可能性を中心とした設問とし、併せて、サービス産業動向調査では把握していない男女別の事業従事者数等の記入可能性についても検証
- 次頁以降で示すヒアリング・アンケート事項案は現時点の素案であり、本研究会における意見等を踏まえて改善予定

<設問一覧>

1. 事業従事者数

- 1-1 事業従事者数の回答可能性(男女別・事業活動別)
- 1-2 労働時間の回答可能性(男女別・事業活動別)

2. 費用項目

- 2-1 費用の回答可能性
- 2-2 費用の回答可能性(事業活動別)

3. 支店等の費用の回答可能性

4. 費用の回答可能性(都道府県別・事業活動別)

5. 資産の把握時点

6. 固定資産の増減の把握期間

7. 支店等での費用の回答可能性

設問1-1. 事業従事者数の回答可能性(男女・事業活動別)

1-1. 事業従事者数の把握可能性(男女・事業活動別)

- 貴社の事業従事者数について、次頁の例図の区分で、男女・事業活動別に回答が可能か、お答えください。(6月末又は7月1日現在の数となります)

※ 該当する符号の前の“ □ ”に「レ」印でチェックしてください。

本アンケートにおける「事業活動」とは、『日本標準産業分類』に基づき総務省で作成した別添の『事業活動一覧』(別添)に掲載の区分を言います

A. 男女・事業活動別に回答できる

B. 男女・事業活動別の回答は難しい

(男女・事業活動別の情報は把握していない又は回答に相当の労力を要する)

【例図】 「事業従事者数」の調査事項イメージ

- 例えば、「経営コンサルタント業」と「飲食店」を行っている企業であれば、図1のように、それぞれの事業ごとに、太枠で囲んだ部分に該当の人数を記入いただくイメージ
- なお、「事業従事者」とは、「貴社に所属する従業者」と「他の企業などから出向又は派遣されて働いている人」とをいいます。

		事業従事者数 [以下の(1)及び(2)]					(3) (1) のほかに他の 企業などへ出 向又は派遣し ている人	
		(1) 貴社(団体等)に所属する事業活動別従業者数(出向又は派遣として他の企業などで働いている人は含みません。)			(2) (1) のほかに他の 企業などから きて(出向又 は派遣)貴社 (団体等)で 働いている人			
		①有給役員	常用雇用者					④臨時雇用者 (③以外のパート・アルバイトなどを含む)
			②正社員・正職員などとしている人	③以外の人 (パート・アルバイトなど)				
男	事業活動 1 経営コンサルタント業	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 2 飲食店	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 3	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 4	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 5 (その他)	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	計	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
女	事業活動 1	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 2	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 3	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 4	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	事業活動 5 (その他)	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	
	計	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	□□□,□□□人	

設問2-1 費用の回答可能性

2-1. 費用の回答可能性

- 以下の項目のうち、貴社の会計帳簿等から転記することにより回答できる項目については「帳簿からの転記が可能」欄に「レ」印でチェックし、また、貴社のデータベース等から再計算すれば金額が計上できる項目は「再計算が必要」欄に「レ」印でチェックしてください。

項目名	帳簿からの 転記が可能	再計算が必 要
売上原価		
給与総額		
福利厚生費(退職金を含む)		
動産・不動産賃借料		
減価償却費		
租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)		
外注費		
支払利息等		
販売手数料		
荷造費		
運搬費		
見本費		
保管費		
納入試験費		
交際費		
旅費		
交通費		

本設問については、有価証券報告書分析の結果も踏まえて項目を追加予定

項目名	帳簿からの 転記が可能	再計算が必 要
通信費		
光熱費及び消耗品費		
修繕費		
保険料		
不動産賃借料及びのれん償却額		
警備費		
施設管理費		
貸倒引当金繰入額・金融費用		
貸与資産原価		
リース投資資産原価		
資産原価		
印税・原稿料		
広告宣伝費		
賃借料内訳		

【これ以外で貴社が属する業種に特有の費用項目がありましたら以下にご記入ください】

設問2-2 費用の回答可能性(事業活動別)

2-2. 費用の回答可能性(事業活動内容別)

- 費用の総額について、事業活動別に回答可能か、お答えください。

※ 該当する符号の前の“ □ ”に「レ」印でチェックしてください。

A. 事業活動別に回答できる

B. 事業活動別の回答は難しい

(費用の総額は、事業活動別には把握していない又は回答に相当の労力を要する)

設問3 支店等の費用の回答可能性

3. 支店等の費用の回答可能性

- 支店等(支所・支社・支店など企業内の本社以外の拠点)の費用について、本社において総額ベース及び事業活動別に回答可能か、それぞれ、お答えください。
- ※ 該当する符号の前の“ □ ”に「レ」印でチェックしてください。

<費用総額>

- A. 本社等で回答できる
- B. 本社等では回答は難しい

<事業活動別>

- C. 事業活動別に回答できる
- D. 事業活動別には回答は難しい

設問4 費用の回答可能性(都道府県別・事業活動別)

4. 費用の回答可能性(都道府県別・事業活動別)

- 費用について、貴社の支店等が所在する都道府県ごとに回答可能か、総額及び事業活動別にお答えください。

※ 該当する符号の前の“ □ ”に「レ」印でチェックしてください。

<支店等が所在する都道府県別の費用総額>

A. 回答できる

B. 回答は難しい

<支店等が所在する都道府県別・事業活動別の費用>

C. 都道府県別・事業活動別に回答できる

D. 都道府県別・事業活動別の回答は難しい

設問5 資産の把握時点

5. 資産の把握時点

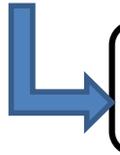
• 貴社の下表の資産について、以下のうち、当てはまるものについてお答えください。

※ 該当する符号の前の“ □ ”に「レ」印でチェックしてください。

<資産項目について>

A. 年末現在の金額が回答できる

B. 年末現在の金額は回答が難しい

 【回答可能な時点をお答えください】

資産	固定資産
	有形固定資産
	うち、土地以外
	無形固定資産
	うち、ソフトウェア

設問6 固定資産の増減の把握期間

6. 固定資産の増減の把握期間

• 下表の固定資産の増減について、以下のうち、当てはまるものについてお答えください。

※ 該当する符号の前の“ □ ”に「レ」印でチェックしてください。

<固定資産の増減について>

A. 暦年での金額が回答できる

B. 暦年での金額は回答が難しい

 【回答可能な期間をお答えください】

有形固定資産の当期取得額	有形固定資産の当期除却額
うち、情報化投資	
無形固定資産の当期取得額	無形固定資産の当期除却額

設問7 支店等での費用の回答可能性

7. 支店等での費用の回答可能性

- 企業の支店等の費用を把握するため、一部の支店等に、直接調査票を送付し回答いただく場合、支店等の担当者が当該支店の費用について回答可能か、以下からお答えください。

※ 該当する符号の前の“ □ ”に「レ」印でチェックしてください。

<支店等の費用総額について、当該支店等で回答可能か>

A. 支店等で回答できる

B. 支店等では回答は難しい

<支店等の費用総額について、当該支店等で、事業活動別に回答可能か>

C. 支店等で回答できる

D. 支店等では回答は難しい